



Title	イギリスの訴追制度：検察庁の創設と私人訴追主義
Author(s)	小山, 雅亀
Citation	大阪大学, 1996, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40458
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	こ 山 雅 亀 こ やま まさ き
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 1 2 6 3 4 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 8 年 6 月 4 日
学 位 授 与 の 要 件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 名	イギリスの訴追制度 — 検察庁の創設と私人訴追主義 —
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 岡 部 泰 昌 (副査) 教 授 森 本 益 之 助 教 授 佐 久 間 修

論 文 内 容 の 要 旨

一 はじめに

わが国の刑事訴追の基本原理は、国家機関である検察官に訴追権の独占を許す「国家訴追主義」である。他方、「イギリス」(以下、イングランドおよびウェールズを意味する)のそれは「検察官」の実質的な不存在もあって「私人訴追主義」であるとされる。近年においては、両国の訴追制度を両極端に位置するものと捉えたうえで、わが国の問題解決のために、(立法論および解釈論として)「私人訴追主義」を強調する見解も現れてきている。しかし、その「私人訴追主義」が何を意味しているのかは必ずしも明らかではないように思われるし、1986年からはイギリスでも検察庁(Crown Prosecution Service=CPS)が活動を開始している。そこで、CPSの創設によってイギリスの訴追制度がどのように変化したのかに焦点を合わせつつ、「私人訴追主義」とは何かを、また、わが国にとってそれがどのような意味を有するのかを検討する。

二 提出論文の要約

- (1) 論文「イギリスの訴追制度」(成文堂)の第一章は、上述の問題意識を説明する。
- (2) 第二章は、CPS創設の動きが生じてくる1970年以前の「イギリス」の訴追制度を一歴史的な概観を踏まえて一考察するとともに、わが国で通常「イギリス」という言葉によって意味される連合王国(UK)を構成するスコットランドと北アイルランドの訴追制度を「イギリス」の制度の性格を明らかにするために一検討する。
- (3) 第三章は、CPSの創設を導いた1985年犯罪訴追法制定の過程に焦点を当てて検討する。まず、1970年代に現れた当時のイギリスの訴追制度に対する理論的・実証的批判を、また、王立委員会の提案を概観する。次いで、その報告書に対する政府の対応と1985年法案の概要、議会での審議の内容、そして同法についての関係諸団体の評価を順次検討する。そこでは、①当時の訴追制度に対する批判そして1985年法が是正しようと目ざしたものが一各々の立場により微妙なアクセントの相違を伴いつつも一全体としての「私人訴追主義」ではなく、従来「実質的な私人訴追」と理解されてきた「警察訴追」の孕む諸問題であったこと、②結果として誕生したCPSの基本的な性格が「依頼人(警察)から独立した訴追ソリシタ」と理解してよいこと、が明らかにされる。

- (4) 第四章は、1986年以降活動を開始したCPSの動きとそれに対する評価を中心に検討する。まず、CPS創設後のイギリスの刑事手続きの概要を述べ、CPSの活動に対する二つの系列の公的な調査と研究者による実態調査について説明する。そこでは、公的な調査がCPSに対して好意的な評価を与えたのに対し、後者が否定的な評価を与えたことが注目される。すなわち、捜査に関与する権限を欠き書面の審査のみを担当する「受動的書面点検モデル」に立つ「依頼人から独立した訴追ソリシタ」であるCPSは、「警察訴追」の孕む問題を①警察からの独立性と②自らの法律家性のみに基づいて解決することを期待されているが、その目標が達成されているのか、あるいは、相変わらず警察に従属しているままなのかについては、全く評価が分かれている。
- (5) 第五章は、上記の三つの章での検討を踏まえて、イギリスの訴追制度と「私人訴追主義」について総合的な検討を行う。まず、イギリスの訴追制度と「私人訴追主義」（両者はしばしば同一視されている）についての、わが国およびコモンロー諸国における理解を検討し、それについて様々な観念が混在していることを明らかにしたうえで、概念を整理すべきことを提示する。すなわち、個々の訴追の性格に関する概念である「形式的意味あるいは実質の意味での私人訴追」と、全体としての概念である「実態としての私人訴追主義」また理念上の概念である「理念としてあるいは権利としての私人訴追主義」という諸観念を区別して論じるべきことを提案する。そして、以上の分析を前提にイギリスの訴追制度の変化を考察してみると、CPSの創設によって「警察訴追＝実質の意味での私人訴追」およびイギリスが「実態としての私人訴追主義」に立っているという理解は大きく変化せざるを得ないが、「理念あるいは権利としての私人訴追主義」には大きな変更が加えられていない（少なくとも変更は意図されていなかった）ことが明らかにされる。
- (6) 第六章は、全体を要約するとともに、わが国の問題について検討を加える。イギリスの訴追制度は、19世紀においてほぼ完全な「私人訴追主義」であったと考えても良いが、今日ではかなりの変更を破っていることを示した後に、わが国の「私人訴追主義」を強調する見解を検討する。そこでは、「私人訴追主義」を強調する見解の方向性は支持できるものの、①その概念は多様性・不明確性を含んでいると言わざるを得ないこと、②イギリスの制度を無批判的に「私人訴追主義」と理解したうえで議論を展開している、といった問題性を明らかにしたうえで、刑事訴追への市民参加という理念を踏まえた補充的・限定的な「形式的意味での私人訴追」の充実を提案する。
- (7) 参考論文は、1993年の新しい王立委員会の提案を視野に入れつつ、博士論文の要旨を述べたものである。

三 論文の要旨と意義

はじめに述べたように、近年わが国においてイギリスの訴追制度と「私人訴追主義」は「国家訴追主義」に立つわが国の訴追制度に伴う解決を図るために一注目を浴びてきている。しかし、両者は安易に同視されるとともに、多様な観念が混乱したまま用いられており、そのために議論が混乱するとともに、その主張が本来持つはずの説得力も乏しくなっているように思われる。今回提出した博士論文は、このような問題意識を背景に「私人訴追主義」に立つとされるイギリスにおけるCPS創設をめぐる動きを概観し、「私人訴追主義」に関する諸概念を整理するとともに、わが国において「私人訴追主義」の有する意義およびその限界を明らかにしようとしたものである。

論文審査の結果の要旨

小山雅亀氏の論文「イギリスの訴追制度」は1985年の犯罪訴追法の立法過程、その制定による検察庁の創設、それ以降の訴追状況を広範な関連資料に基づき簡潔かつ客観的に描出し、イギリスの新しい訴追制度を丹念に解明していた。同時に、犯罪訴追法以前のイギリスの訴追のあり方が複雑多岐であり、犯罪の増大に適切に対処できなくなっていたことなどにも論及し、検察庁の創設と訴追制度の改革の必然性を浮き彫りにした。またイギリス訴追制度の法的性格づけを私人訴追主義の視座から改めて考察していた。これらはすぐれた研究業績であると評価し、博士（法学）を授与するに十分値するものと判定した。